



【連載 取調べ「可視化」の「現在」】

大阪弁護士会シンポジウム

「ガラパゴス取調べからの脱却

～全件可視化・弁護人立会いへ！～」

取調べの可視化・弁護人立会い大阪本部 本部長代行

森 直也

はじめに

2016年成立の改正刑事訴訟法により新設され、2019年6月1日に施行された、取調べ全過程の録音・録画制度（刑事訴訟法301条の2）は、施行後3年経過時に制度の在り方を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずるとされた（同改正法附則9条1項）。施行後3年が経過し、本年（2022年）見直しの年を迎えた可視化法制の今後を考えると共に、取調べへの弁護人立会いの実現を検討すべく、6月18日、大阪弁護士会館において、「ガラパゴス取調べからの脱却～全件可視化・弁護人立会いへ！～」と題したシンポジウムが開催された。

本シンポジウムは、リアルとオンライン併用で開催されたが、会場90名余、オンライン140名余、合計約230名に及ぶ多数の皆さんにご参加頂いた。特に、久々のリアルシンポとなった会場は、これからの刑事司法と取調べの可視化の拡大、ひいては取調べへの弁護人立会いの実現に向けて、熱い熱気に包まれた。

第1部 基調鼎談「可視化法成立の経緯と現状の問題点」

まず第1部では、「可視化法成立の経緯と現状の問題点」と題して、可視化法制が議論された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の委員を務められた映画監督の周防正行氏、同部会幹事を務めた小坂井久弁護士（大阪弁護士会）による鼎談が行われた（コーディネーターは筆者が務めた）。

本鼎談においては、まず上記部会での3年余の議論の経過について、両氏から説明がなされた。同部会での議論は、当初から捜査機関が取調べを可視化するかどうかを捜査官の裁量に委ねる案に固執し、当該捜査官裁量論と、全過程原則義務化論、いずれを選択するかについて激しい議論の応酬が続いた。その過程で、周防氏や、厚生労働省元局長事件でえん罪被害に遭った村木厚子氏ら5名の有識者委員が、2度に亘り連名で意見書を提出したことから、ようやく裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件について、一定の例外を認



めつつ、全過程録音・録画を捜査機関に義務づける現在の法律ができあがった。周防氏は、たとえ範囲が狭められようとも、何としてもこの会議で全過程録画義務づけを勝ち取らなければならない、それが実現されさえすれば、検証を経て必ず可視化の範囲は全事件に広がっていくとの思いが意見書には込められていたと述べられた。また小坂井弁護士も、法制化により全過程録音・録画が義務づけられたことの意義は大きいと話された。

可視化法成立後の状況について、小坂井弁護士からは、同法施行後、検察においては法律や依命通知対象事件以外でも、ほぼ全件について運用で録画を行っているが、警察では法定の対象事件以外はほとんど行っていないとの現状が報告された。

今後の3年後見直しについて周防氏は、法制化により実施された録音・録画を前提に、データに基づいたきめ細やかな検証を前提にした可視化の範囲拡大が議論されるべきとされた。

第2部 事件報告「取調べで何が起きているか」

続いて第2部では、近時発生したえん罪事件についての報告がなされた。

まず、大阪で発生したプレサンスコーポレーション事件について、えん罪被害に遭われた同社元社長山岸忍氏、そして弁護人を務めた秋田真志弁護士（大阪弁護士会）による報告がなされた。同事件では、山岸氏と共謀したとされる関係者の被疑者取調べにおいて、大阪地検特捜部検察官による違法・不当な取調べがなされた実態が可視化記録媒体から明らかとなり、山岸氏に対して無罪判決が言い渡されたが、秋田弁護士からは、当該違法な取調べの実態を明らかにするために、関係者の取調べ録音・録画の反訳を行ったこと（反訳文は1400頁から1600頁に及んだ）、それにより大阪地検特捜部検察官による恫喝や誤導を用いた違法ともいえる取調べの実態が明らかとなったことが話された。また山岸氏からは、逮捕後248日に及んだ長期の勾留が如何に苦しいものだったかが語られると共に、無罪が確定した後も、検察庁から公式の謝罪は一切無いこと、そのように反省のない検察庁では、また同じようなえん罪事件が繰り返されるのではないかと



の危惧感を持っていることが示された。山岸氏が述べた「取調べには可視化だけでなく、適時に被疑者にアドバイスを行う弁護人立会いが必要」との言葉には、えん罪の被害に晒された山岸氏の切実な思いが込められていた。

続いて泉大津コンビニ窃盗事件のえん罪被害者であるミュージシャンのSUN-DYU氏からのビデオメッセージが上映された。同氏は、2012年6月泉大津市のコンビニで発生した窃盗事件において被疑者として逮捕され、約10か月間勾留されたが、大阪地裁岸和田支部における裁判で無罪判決が言い渡された。その後2021年になり、同事件の真犯人が明らかになったことから、大阪府警はようやく同氏に謝罪するに至った。

ビデオメッセージにおいてSUN-DYU氏は、自身が受けた密室での苛烈な取調べの状況を語ると共に、真犯人判明後の謝罪が極めて形式的だったことなどを話された。特に取調べの状況について同氏は、20日に亘り取調官から「お前が犯人だ」と恫喝され、自身や家族に対してまで侮辱的な発言を受けた結果、いつしか自分が本当は犯人なのではないかと思うまでになってしまったとの経験を語られた。そして、自分のようなえん罪事件を少しでも無くすために、可視化や弁護人立会いについて、一般の方々にももっと興味を持ってほしいと話された。その後急遽会場に駆けつけて下さったSUN-DYU氏ご本人に対して、会場から温かい拍手が寄せられた。

最後に高知官製談合事件についての報告が、同事件で弁護人を務めた市川耕士弁護士（高知弁護士会）によりなされた。同事件では、市議を通じて業者に入札情報を漏らしたとされた担当課長が逮捕された上、起

訴されたが、その後同市議が情報を入手したのは課長ではなく市長からだったと供述を変遷させたため、検察官が同課長の公訴を取り消した。同課長は、任意の段階で、休憩なしに深夜まで続いた18時間に及ぶ取調べに晒された他、逮捕後市川弁護士による不服申立てを裁判所が認容し、一旦釈放されたにもかかわらず、その後の捜査機関からの呼び出しに対し、弁護人同行の関係で日程調整を行おうとしたことを理由として、不当にも同一容疑で逮捕された。また取調べの過程において同課長は、市議の供述が「真実」であると盲信した捜査官による、連日被疑者の人格を否定するような言動を伴う苛烈な取調べにより自白を強要された。

本シンポジウムに寄せた手記の中で同課長は、「もし（取調べが）録音・録画されていたら、最初の取調べでの18時間にわたる長い取調べや休憩がないことなどが明らかになったと思いますし、『私がやったと話している』など警察が嘘を言って相手を誘導した事などが明らかになり、警察の取調べ方も変わると思います。」「もし、弁護人立会いがあれば、気持ちの面でも変わったと思います。」と、全事件の可視化及び弁護人立会いの必要性を訴えられた。

以上の報告を受け、第2部の締めくくりとして、これまでも数々のえん罪事件の取材を行ってこられたジャーナリストの江川紹子氏のお話を伺った。江川氏は、「事例報告からも分かるとおり、違法な取調べによって生じるえん罪の被害は、人の人生、生活、人間関係、全てを破壊する。捜査機関はその自覚を持つべき」と話された上で、えん罪の発生を防止するために可視化の法制化は一定の効果はあったが、プレサンスコーポレーション事件を見ると、取調べの実態をもっ



と広く透明化して、市民の皆さんとその問題点を共有するために、可視化の範囲を広げていくべき、さらに、弁護人立会いへの議論も活性化すべきとされた。

第2部において、えん罪被害者の方々が語る密室での取調べの実態に、会場に集まった市民の皆さんも静まりかえって耳を傾けていた。

第3部 パネルディスカッション 「3年後検証への期待と弁護人立会いへ」

続いて第3部においては、周防氏、江川氏、秋田弁護士、市川弁護士をパネラーとして、パネルディスカッションが行われた（コーディネーターは川崎拓也弁護士）。

冒頭、改めて第2部の報告事例について周防氏は「法制審議会での議論は、取調べに依存した捜査からの脱却を志向していたのに、まだこんな取調べをしているのかとショックを受けた」と率直な感想を述べられた。また江川氏からは、司法も市民の信頼の上に成り立っていることからすれば、その手続もできるだけ透明化されなければならないが、現状は逆行している。特に刑事事件証拠の目的外利用が禁じられていることは、違法な取調べの実態を広く市民に伝えて議論することを封じており、問題があるとの指摘がなされた。

また3年後見直しについて周防氏は、可視化だけでは違法取調べを防げない部分があることを率直に認め、弁護人立会いについて検討すべき、この点法制審では「弁護人が立ち会っているのは被疑者は本当のことを言わない」との意見があったが、では、これまで弁護人が立ち会わない取調べで、虚偽自白がどれだけあったかは考えなくて良いのかと指摘された。さらに周防氏からは、弁護士の立会いを禁止する法律はない、法務省の「法務・検察行政刷新会議」においても、検察官による被疑者取調べに弁護人立会いを認めるかどうかは、担当検察官において個別の事案ごとに判断すべきものであると述べられており、今回の3年後見直しでは、これまでに発生したえん罪事例も踏まえて弁護人立会いについての冷静な議論をして欲しいとの要望が寄せられた。また秋田弁護士からは、弁護人立会いの実現については、捜査機関も弁護人も、取調べについての発想の転換が必要、海外では弁護人立

会話が制度化されて行っているが、そのような国の捜査官は、立会いを積極的に評価して、弁護士が立ち会える状況での取調べを行っているとの報告がなされた。さらに会場から発言した小坂井弁護士は、今回の3年後見直しにおいては、可視化法制後の取調べの状況について、データに基づいて徹底的に検証した上で、可視化の範囲拡大、さらには弁護士立会いが議論されるべきだと述べられた。

今後の弁護士立会い実現に向けての弁護実践については、秋田弁護士から、弁護士が取調室に入ることが認められない場合でも、在宅被疑者の取調べに同行し、取調べの間、待機して適宜被疑者にアドバイスするという取組（これを大阪では「準立会い」と呼んでいる）が有用であると紹介された。また市川弁護士からは、弁護士数が少ない地方単体会において、弁護人



立会いを実践するには相当の苦勞があるが、弁護士立会いの意義を弁護士ひとりひとりが理解し、何とか対応していかなければならないとの決意が述べられた。

最後に江川氏は、3年後見直しは専門家に任せてはいけない、えん罪被害者になる可能性のある一般の人の意見が反映されなければならないと述べた。また周防氏は、弁護士が立ち会うことの覚悟を弁護士の側も持たなければならないと話された。

最後に（アピール文の採択）

3時間に及ぶシンポジウムの締めくくりとして、国に対して、3年後見直しが早急かつ具体的に行われるべきこと、また同見直しにおいて、全事件・全過程の可視化が実現されるべきこと、さらには取調べへの弁護士立会いの制度化に向けての議論も併せて行われるべきことを求めるアピール文が読み上げられ、満場の拍手をもって採択された。

今回のシンポジウムは、可視化法成立前の状況から、その成立を経て、今回の3年後検証、そしてその先にある弁護士立会いの実現に至るまで、まさに我が国刑事司法の過去・現在・未来を、ご参加頂いた市民の皆さんと共に見据える意義深いものであった。本シンポジウムの成果を踏まえて、今後全事件・全過程可視化の実現、さらには取調べへの弁護士立会いの制度化を実現しなければならないと意を強くした。

